

# 酸素濃度計の設置について

財団法人 高輝度光科学研究センター 安全管理室

2003年7月23日

## 1. 責任者の届出について

酸素濃度計を設置する場合は、あらかじめ責任者を決め、安全管理室長に、責任者の所属・氏名・連絡先・酸素濃度計の設置場所を届出ること

## 2. 責任者の業務について

責任者は以下のことを実施すること

- ① 酸素濃度計の定期点検を行うこと
- ② 実施の記録は責任者が保管すること
- ③ 部屋の入口または警報機の近くに、責任者の所属・氏名・連絡先を掲示すること
- ④ 別途携帯型の酸素濃度計を用意すること
- ⑤ 酸素濃度計の警報値は18%以上とすること

## 3. 撤去について

使用しなくなった酸素濃度計は、速やかに撤去することとし、その旨を安全管理室長に届出ること

## 4. 酸素濃度計の一時休止について

- ① 一時的に休止する場合は、警報装置の前面にその旨を掲示すると同時に、酸素濃度計の電源を落としておくこと
- ② 使用を再開する場合は、あらかじめ点検を実施することとし、その旨を安全管理室長に届出ること